

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会の活動状況

1 消費者問題対策委員会の過去1年間（2013年7月1日から2014年6月30日まで）の活動状況

(1) 当委員会の組織、活動目標

消費者問題対策委員会は、1985年9月、特別委員会として設置された。現在は、消費者契約法、金融サービス法、統一消費者信用法、多重債務、独占禁止法、土地・住宅、PL・情報公開、消費者教育・ネットワーク、電子商取引・通信ネットワーク、食品安全、ニュース・出版、消費者行政、民法改正、包括消費者法、違法収益吐き出し、民事司法制度プロジェクトチーム（PT）の計16部会・PTを設置し、活発な活動を行っている。

当委員会の活動目標は、「消費者主権の確立」（1989年人権擁護大会決議、島根県松江市）にあり、これまで、①消費者庁の設置、②統一消費者法典の制定、③消費者のための司法の実現を目指して様々な活動を展開してきた。また、当委員会は、消費者被害の救済に取り組む各地の弁護士のエネルギーを結集して、法制度の在り方を提言するだけでなく、それを実現するために政府や国会への働きかけや世論形成にも取り組んできた。その成果が、ここ数年の消費者関係法の見直し改正に結びつき、さらに2009年9月、消費者庁・消費者委員会の創設へと結実したが、②や③の課題は未だ実現されたとはいえない。

また、2009年11月に和歌山市で開催した第52回人権擁護大会では、「消費者市民社会の確立」を掲げ、委員会として安全で公正な社会を消費者の力で実現することも目指している。

(2) 消費者基本計画の検証・評価及び計画の見直しに向けての取組

消費者基本計画は、国の消費者保護政策全般を網羅したものであり、毎年検証・評価と見直しが行なわれているが、本年度もその作業過程において当委員会で検討作業を行い、理事会での承認を経て、日弁連としての提言を行った。

(3) 各部会の取組

① 消費者契約法に関する取組

ア 消費者契約法の実体法改正に関して、消費者庁が2014年3月に「消費者契約法の運用状況に関する検討会」を立ち上げ、法改正に向けた具体的な検討作業を開始したことを受け、「消費者契約法日弁連改正試案（2014年版）」の立法提言（2014年7月17日）、法改正の必要性を裏付ける立法事実の収集・整理・呈示、法改正の実現に向けたシンポジウ

ムの開催等の取組を行っている。

イ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律が2013年12月に成立したことを受け、新制度の運用の実効性確保のため、主体や運用基準の在り方の検討等の取組を行っている。

ウ 差止請求に係る消費者団体訴訟制度に関して、制度の実効性向上のため、対象行為の拡大、適格消費者団体への支援策の検討等の取組を行っている。

② 金融サービス分野に関する取組

ア 商品先物取引につき、経産省・農水省が省令で不招請勧誘禁止を実質的に解禁する改悪案を発表したため、2014年4月に反対の意見書を作成・執行した。他方、総合取引所下での商品先物取引につき、不招請勧誘を解禁するのではないかと思われていた金融庁は、当委員会との協議結果を踏まえ、実質的に不招請勧誘を禁止する政令案を発表したため、2014年6月に賛成の意見書を作成・執行した。

イ 適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）につき、金融庁との意見交換を行った上、個人投資家への勧誘の全面禁止等を求める意見書を2014年2月に作成・執行した。

ウ その他、MRI事件を契機とした第2種金融商品取引業者の監督問題、クラウドファンディングの制度導入に際しての投資家保護策、保険業法の改正への対応、詐欺的投資勧誘被害対策等につき検討・協議している。

③ 統一消費者信用法に関する取組

ア 特定商取引法に関し、指定権利制の廃止、適用除外の見直し、連鎖販売取引の規制の在り方、法執行の促進等に関して調査研究を行い、2013年12月19日に指定権利制を廃止するため特定商取引法の改正を求める意見書を公表するとともに、2014年4月10日より良い特定商取引の在り方について議論する内容のシンポジウムを行った。

イ サクラサイト等で利用され被害が増加しているクレジットカード取引、とりわけマンスリークリア方式や決済代行業者に関する法規制等につき検討を行い、2013年7月19日にクレジットカード取引等の適正化実現のため割賦販売法の改正を求める意見書を公表した。

ウ 提携リース取引に関する被害について、法規制の在り方など、調査研究を継続している。

④ 多重債務問題に関する取組

ア 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）が議員立法で提出され、2014年の通常国会にお

いて衆院で継続審議となっている動きに対して、上記法案の廃案を求める意見書を同年5月9日に採択し、同月15日、同年6月11日に院内集会を実施した。

イ 改正貸金業法に関する①利息制限法及び出資法の上限金利の緩和、②総量規制の撤廃等を目指す動きに対して、改正貸金業法の完全施行後4周年を迎えての会長声明を同年6月18日に発表した。

ウ 2013年8月に韓国を訪問し、破産制度に関し同時廃止制度の運用をやめ、全件管財主義に移行した背景等や、保証制度に関し2012年以降の政府主導による銀行、カード会社等への連帯保証の原則廃止の動き等について調査した。

⑤ 独占禁止法等に関する取組

ア 2013年11月27日に、シンポジウム「今後の再販売価格拘束規制の在り方」を開催し、再販売拘束規制の見直しについて議論を行った。

イ フランチャイズ被害は消費者問題と同様に、事業者間であっても情報格差・資力格差から生じる問題であるとの見地から、昨年引き続き取り組み、2014年4月28日、米国フランチャイジー協会の方を招き、勉強会「米国におけるフランチャイズ法制から学ぶ 日本のあるべきフランチャイズ法制」を行った。

また、フランチャイズ規制法の要綱案を検討しており、意見書を作成し年内に提出するよう準備している。

ウ 独占禁止法を中小企業者が使うための手引書「中小企業のための独禁法活用の手引き」の改訂作業を行っており、近く終える予定である。

⑥ 消費者教育・ネットワークづくりに関する取組

ア 2012年8月に成立した消費者教育推進法を受けて、今後のあるべき消費者教育の姿を確立すべく、関係諸団体と連携しながら継続的に活動を行っている。

イ 2013年9月21日にシンポジウム「消費者市民社会を实践する～消費者教育推進法の成立を受けて」を開催し、地方消費者行政の取組、中学校と消費生活センターの連携した取組や、社会教育の分野の取組を紹介するなどして、地方における消費者教育のあり方について議論を深めた。

ウ 弁護士が消費者教育推進法の内容や消費者市民教育の理念を各所で説明する機会が増えると考えられることから、弁護士向けの「消費者市民教育講師マニュアル」を作成し、今後配布する予定である。

エ 消費者教育関係の諸団体との懇談会を3回にわたり実施し、当連合会の

取組を紹介するとともに、消費者教育及び消費者市民教育に関する活動の交流を図った。

⑦ 電子商取引に関する取組

ア スマートフォンや光回線等、電気通信事業法が規制するサービス契約に関する消費者被害を防止すべく、特定商取引法と同様のクーリングオフ制度を創設すること等を求めた「電気通信事業における消費者保護の適正化を求める意見書」を提出した。なお、その後総務省の「ICTサービス安心・安全研究会／消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」が公表した中間とりまとめ案において、電気通信事業法にクーリングオフ制度を設ける方向での改正等が提案されている。

イ 2014年3月29日、「スマートフォンをめぐる消費者問題を考える」と題したシンポジウムを開催した。基調報告では、電気通信サービス契約の勧誘における問題点等が報告され、その後関係機関を招いたパネルディスカッションを行った。

ウ いわゆるビッグデータをめぐる消費者問題について、欧米諸国での対応等の研究や、情報問題対策委員会の意見照会に対する対応等を行った。

⑧ PL・情報公開問題に関する取組

ア 2013年6月25日に消費者庁から公益通報者保護制度に関する実態調査報告書が公表されたが、調査内容・結果ともに不十分なものであったことから、同年11月21日付けで、追加の実態調査と法改正に向けた取組を改めて行うことを求める「公益通報者保護制度に関する意見書」を公表した。

イ 茶のしずく石鹼被害事件、カネボウ美白化粧品白斑被害事件と、医薬部外品による集団消費者被害事件が相次いだことを受けて、2014年4月18日付けで医薬部外品等の審査・承認体制や副作用被害の報告制度・救済制度の見直しを求める「医薬部外品等による副作用被害の防止及び救済制度の在り方についての意見書」を公表した。

ウ 1995年に発刊された「実践PL法」（有斐閣）の改訂作業を進めているところである。

⑨ 土地・住宅問題に関する取組

ア 地盤の安全性確保のためのシステムの構築を目指して、関係諸団体との協議を重ねて更に検討を継続している。

イ 2014年6月25日公布の「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」について、国会提出前に国土交通省の担当者

と協議してきた。同法は耐震性能を欠くマンション解消を目的とし、特に反対はしていない。

ウ 現行の建築関連法規は対象建物を限定していないところ、住宅の安全性を確保するためには、「住宅」のみに特化した法律が不可欠であるという考えに基づいて、住宅安全基本法（仮称）の立法提言に向けての検討している。

エ 依然増加傾向にあるリフォームトラブルの被害の予防と救済を目的とした「建築・リフォームのトラブル相談Q&A」を今秋発刊する予定である。

⑩ 食品安全に関する取組

ア 健康食品の表示・広告には適切な規制が必要であるという観点から、2013年11月22日付けで「いわゆる健康食品の表示・広告規制の在り方についての意見書」を公表した。

イ 新食品表示制度への意見募集にあわせ、同月29日付けで「『いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（案）』に関する意見書」を公表した。

ウ 2014年2月4日、シンポジウム「消費者から見た、いわゆる健康食品の機能性表示の緩和」を開催し、健康食品の実情等を確認するとともに、機能性表示緩和の問題点を議論した。

エ 外食メニューの虚偽・誤認表示問題を踏まえ、同月21日付けで「外食メニューの表示の適正化に資する法制度の整備を求める意見書」を公表し、食品表示法での表示基準策定に向けた提言を行った。

⑪ ニュース・出版に関する取組

ア 2か月に1回、消費者問題について当連合会として横断的な情報を提供する「消費者問題ニュース」（当連合会の意見書やシンポジウムの内容等、消費者問題に関する最新の各種レポート、事件情報、文献・催事紹介情報等を掲載）を発行している（154号～159号）。

イ 2014年7月12日に名古屋で「美容医療と消費者被害—被害の背景と救済の方策を考える」をテーマにした、日弁連夏期消費者セミナーを開催した。当日は西山真一郎医師から「美容外科について」、手嶋豊神戸大学大学院法学研究科教授から「美容医療と消費者被害～美容外科をめぐる法的課題～」の基調講演があり、続いてパネルディスカッションを実施した。

ウ 2006年に出版した「キーワード式消費者法事典」（民事法研究会）について、委員会設立30周年記念として改訂版の発刊を予定しており、

改訂作業を進めている。

⑫ 消費者行政に関する取組

2009年にスタートした消費者庁・消費者委員会を中心とする新しい消費者行政体制やその活動状況等に対し、20年余にわたって消費者庁の創設を提言してきた当連合会として、検証・監視を続けている。

ア 内閣府消費者委員会の弁護士委員との意見交換等を行いながら、消費者庁提出法案や消費者基本計画などの検討、並びに関連するパブリックコメントへの対応をした。

イ 地方消費者行政の活性化に向け、消費生活センターの民間委託問題に関するアンケートを実施した。

ウ 地方における関係部署とのネットワーク作り、消費者市民サポーター問題につき意見書を公表した。

エ 総務省が行った「消費者取引に関する政策評価書」等につき意見書を発表した。

オ 与野党の消費者問題調査会等に適宜出席・傍聴し、意見表明をしている。

⑬ 民法改正に関する取組

ア 法制審議会民法（債権関係）部会における審議状況を常にフォローし、その時々々の審議内容に関して消費者保護という観点からの意見を取りまとめ、当連合会内において民法改正問題を所管する司法制度調査会にその意見を提示し、当連合会の意見及び法制審の議論に消費者保護の観点が反映されるよう活動してきた。

イ 法制審が、2014年8月以降に決定する予定の民法（債権関係）に関する要綱仮案を検討し、今後の国会審議において、上記アの目的に沿った民法（債権関係）の改正がなされるよう、当委員会としての意見を集約し、また、この意見を分かりやすくまとめた冊子を作成の上、立法府に働きかけをしていきたい。

⑭ 包括消費者法に関する取組

将来の包括的な消費者法の在り方を検討するため諸外国の消費者法制を研究するとともに、2011年2月以来「消費者法の課題と展望」と題する連続シンポジウムを全国を巡回する形で実施している。直面する個々の課題に留まらず、大局的、中長期的観点から、横断的に、新しい分野を含めて消費者法の課題を改めて見直そうとする取組である。

第8回目のシンポジウムは2014年6月14日に「公正な市場と消費者法～消費者法の発展は市場を阻害するのか～」というタイトルで大阪で実施

し、消費者保護法制が市場における自由競争と両立するかを議論した。

⑮ 高齢者の消費者被害に関する取組

高齢者による消費者の急増を受けて、当年度より重点的にこの問題に対する取組を始め、2013年12月19日付けで都道府県知事会及び市町村会等に対し「高齢者の消費者被害の予防と救済のネットワークづくりに関する意見書」を執行するとともに、翌20日付けで全国の弁護士会に向けて、地元自治体に対する見守りネットワーク構築へ向けた働きかけや支援、意見書の執行等を要請した。

また、高齢者の見守りネットワーク活動に先進的に取り組んでいる自治体の訪問調査を行い、消費者行政と高齢者福祉部門との実効的な連携を進める方法を模索している。

⑯ 違法収益吐き出しに関する法整備に向けた取組

ア 食品メニューの不当表示問題に端を発した、景品表示法への課徴金制度の導入問題に関し、内閣府消費者委員会の専門調査会に当部会から委員を派遣して、これをバックアップするとともに、2014年2月21日付けで「不当景品類及び不当表示防止法の課徴金制度導入等に伴う制度設計に関する意見書」を取りまとめ、公表した。

イ 同年3月19日、「景表法課徴金制度の早期実現を求める院内集会」を開催した。

ウ 消費者委員会の答申が出された翌日である同年6月11日には、「表示・広告の一般法－景表法 その活用とよりよい改正を考えるシンポジウム」を幅広い消費者団体の協力を得て開催した。引き続き秋の臨時国会に向け、関係消費者団体と連携した取組を強める予定である。

エ 違法収益吐き出し法制の本格的な導入に向けた制度研究に関し、本年9月上旬に訪米し、インジャンクション及びこれに伴う資産及び証拠の保全の実務を調査することを予定している。

⑰ 民事司法制度に関する取組

民事司法制度改革の検討がされているが、その中で消費者被害の救済、被害防止等、消費者の権利擁護に資する司法制度とはいかにあるべきかを研究するため、2013年度途中からプロジェクトチームを立ち上げ、活動を開始した。

もともと事業者と消費者との間には大きな情報格差があり、それが紛議発生後は証拠の偏在という形を生んで消費者の権利擁護の重大な障害になる。そこで、証拠を持たない消費者の権利を十分実現するため、どのような民事

司法制度が構築されるべきなのかについて研究・議論を重ね、今後提言をしていく予定である。

(4) 催事一覧（他委員会と共同提案したものを含む。）

- ① 第24回日本弁護士連合会夏期消費者セミナー「多様化した墓・葬儀サービスをめぐる消費者トラブル～老いと死の準備を考える～」(2013年7月13日)
- ② シンポジウム「えっ、まだ成立してなかったの?! 集団的消費者被害回復訴訟制度」(2013年8月28日) ※集団的消費者被害回復訴訟制度WGによる提案
- ③ シンポジウム「消費者市民教育を实践する～消費者教育推進法の成立を受けて」(2013年9月21日)
- ④ シンポジウム「今後の再販売価格拘束規制の在り方」(2013年11月27日)
- ⑤ シンポジウム「消費者から見た、いわゆる健康食品の機能性表示の緩和」(2014年2月4日)
- ⑥ 保証制度に関するシンポジウム(2014年2月4日)
- ⑦ 景表法上の課徴金制度導入の即時実現を求める緊急集会(2014年3月19日)
- ⑧ シンポジウム「スマートフォンをめぐる消費者問題を考える」(2014年3月29日)
- ⑨ シンポジウム「特定商取引法を見直し、悪質商法の根絶を目指して」(2014年4月10日)
- ⑩ カジノ解禁推進法案に反対する緊急院内学習会(2014年5月15日)
- ⑪ 表示・広告の一般法―景表法―その活用法とよりよい改正を考えるシンポジウム(2014年6月11日)
- ⑫ 院内集会「カジノ解禁推進法案について考える」(2014年6月11日)
- ⑬ シンポジウム「消費者法の課題と展望Ⅷ 公正な市場と消費者法～消費者保護は市場の発展を阻害するのか?～」(2014年6月14日)
- ⑭ 第25回日本弁護士連合会夏期消費者セミナー「美容医療と消費者被害―被害の背景と救済の方策を考える―」(2014年7月12日)

(5) 当委員会の提案による意見書・会長声明等

紙幅の関係上、以下の当連合会ホームページを参照願いたい。

(消費者・多重債務問題(消費者問題対策委員会))

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/consumer.html>

(意見書等 消費者・金融)

[http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/category/cons
umer_finance.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/category/cons
umer_finance.html)

2 当委員会の主要な取組状況や活動の成果

(1) 消費者重視の政策への転換

- ・「『消費者基本計画』の検証・評価（平成25年度）及び計画の見直しに向けての意見書」の公表（2014年4月18日）
- ・多重債務相談キャンペーンの展開

(2) 消費者行政の一元化と地方消費者行政の充実

- ・「消費者市民サポーター（仮称）の各地域での育成とその活動の支援を求める意見書」の公表（2013年11月21日）
- ・「高齢者の消費者被害の予防と救済のためのネットワークづくりに関する意見書」の公表（2013年12月19日）
- ・地方消費者行政の持続的強化に関する検討

(3) 法や制度の整備への取組

- ・「レターパック及び宅配便を利用して現金を送付させる詐欺への対応に関する要請書」の提出（2013年9月12日）
- ・「プロバイダ責任制限法改正についての要望書」の提出（2013年11月6日）
- ・「公益通報者保護制度に関する意見書－消費者庁の『公益通報者保護制度に関する実態調査報告書』を受けて－」の公表（2013年11月21日）
- ・「いわゆる健康食品の表示・広告規制の在り方についての意見書」等の公表（2013年11月22日，同11月29日）
- ・「特定商取引に関する法律における指定権利制の廃止を求める意見書」の公表（2013年12月19日）
- ・「美容医療・エステにおける表示・広告の在り方及び安全性確保に関する意見書」の公表（2013年12月19日）
- ・「電気通信事業における利用者保護の適正化を求める意見書」の公表（2014年1月16日）
- ・「適格機関投資家等特例業務（金融商品取引法第63条）に関する意見書」の公表（2014年2月20日）
- ・「『金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告』に関する意見書」の公表（2014年2月2

0日)

- ・「外食メニューの表示の適正化に資する法制度の整備を求める意見書」の公表（2014年2月21日）
- ・「不当景品類及び不当表示防止法の課徴金制度導入等に伴う制度設計に関する意見書」の公表（2014年2月21日）
- ・「商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正案に対する意見書」の公表（2014年4月16日）
- ・「医薬部外品等による副作用被害の防止及び救済制度の在り方についての意見書」の公表（2014年4月18日）
- ・「『特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案』（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に反対する意見書」の公表（2014年5月9日）
- ・「『金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）』等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）に関する意見書」の公表（2014年6月18日）
- ・「消費者契約法日弁連改正試案（2014年版）」の公表（2014年7月17日）
- ・消費者取引分野全般（特に商品先物取引）における不招請勧誘禁止の実現に関する検討
- ・フランチャイズ法制に関する検討
- ・消費者教育推進法に関する検討

(4) 司法制度の充実・整備

- ・集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の運用に関する検討
- ・違法収益はく奪と保全制度に関する検討
- ・民法（債権法）改正に対する消費者保護の観点からの意見の検討（保証制度の在り方の見直しに関する検討を含む）

(5) 消費者団体等との連携，消費者教育の充実等

- ・各消費者団体と担当部会との継続的な意見交換会開催，適格消費者団体の活動の支援の在り方の検討
- ・消費者教育関係団体と担当部会との継続的な懇談会の開催
- ・シンポジウム等の消費者団体との共同開催